保育を必要としている事由を証明する書類について

保育の必要を証明する書類については、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。そのため、保育園を利用していただくにあたり、保育を必要とする証明書類を入所申込書に添付していただいております。

証明が必要になる方は、園児の保護者です。証明に使う書類は下記のとおりですので、入所申込書と併せてご提出ください。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧

必要書類
• 就労証明書 • 内定証明書
(自営業・農業等の証明は区長・民生委員等に
もらってください。)
・母子手帳の写(予定日が確認できる部分)
(最大で出産予定月の前8週間と出産(予定)
日から8週間を経過した日の翌日までの期間と
なります。)
• 障害者手帳 • 療育手帳 • 精神保健福祉手帳等
の写(障害の程度が確認できる部分)
• 通院(入院)証明書
※特定疾患の受給者証の写でも可
・介護される方の
通院(入院)証明書または障害者手帳・介護保
険証(認定済)等の写
・り災証明書等
• 求職証明書
・学生証の写または在学を証明できる書類
(在籍期間等のわかるもの)
・こども家庭センター・児童相談所等へご相談
いただいた後の申込みとなります
• 就労証明書
(最大で育児休業の対象となる子が満 1 歳を迎
える年度の末日までの期間とする。)

※上記のどれにも該当しない場合もしくは判断できない場合は、 大台町教育委員会事務局 子ども教育課へお問い合わせください。

TEL: 0598-82-3793